

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,800,000
計	138,800,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,700,000	34,700,000	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式です。 単元株式数は100株です。
計	34,700,000	34,700,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2012年10月1日	34,353,000	34,700,000	—	7,948	—	7,994

(注) 2012年8月23日開催の取締役会決議に基づき、2012年10月1日付をもって、普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しました。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	20	25	67	100	14	7,334	7,560	—
所有株式数(単元)	—	33,231	2,860	68,032	48,316	62	194,453	346,954	4,600
所有株式数の割合(%)	—	9.58	0.82	19.61	13.93	0.02	56.04	100.00	—

(注) 自己株式1,516,300株は、「個人その他」に15,163単元含めて記載しています。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山本英俊	東京都世田谷区	8,875,000	26.75
株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷3丁目29番14号	4,975,000	14.99
山本剛史	東京都世田谷区	3,612,800	10.89
有限会社ミント	東京都港区元麻布3丁目2番19号	1,600,000	4.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	886,200	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	692,300	2.09
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RENVI01 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	675,800	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	589,500	1.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	565,800	1.71
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	532,800	1.61
計	—	23,005,200	69.33

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、全て信託業務に係る株式数です。

- 2 上記のほか、当社所有の自己株式1,516,300株があります。
- 3 2018年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が2018年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
日本バリュー・インベスターズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	2,562,800	7.72

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,516,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,179,100	331,791	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式です。
単元未満株式	普通株式 4,600	—	—
発行済株式総数	34,700,000	—	—
総株主の議決権	—	331,791	—

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) フィールズ株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	1,516,300	—	1,516,300	4.37
計	—	1,516,300	—	1,516,300	4.37

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,516,300	—	1,516,300	—

3 【配当政策】

当社は、企業価値の向上を経営の重要課題と位置付け、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としています。一方、市場環境の急激な変化に伴い、中長期的な視点で財政基盤の安定化を図り、収益拡大に向けた投資資金の確保を優先することが、将来的な企業価値向上も含めた最大の株主還元につながると判断しています。

具体的な配当につきましては、2019年3月期の期末配当ならびに2020年3月期の期末配当予想を、下記の通りとさせていただきます。

1) 2019年3月期：期末配当10円／年間配当10円

2) 2020年3月期：期末配当10円（予定）

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2019年6月19日 定時株主総会決議	331	10

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」を提供することを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを経営の基本方針としています。

この基本方針を実現するために、コーポレートガバナンスを有効に機能させることが、当社の重要な経営課題の一つであると考えています。

当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンス意識を高めるため、コーポレートガバナンスの充実に図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、効率的な経営を行ってまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

(取締役・取締役会・執行役員)

当社の取締役会は取締役7名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項の決定、業務執行状況の報告ならびに監督など、迅速に経営判断ができる体制を整えています。さらに、社内業務全般にわたる諸規程が網羅的に整備されており、明文化されたルールのもとで、各職位が明確な権限と責任をもって業務を執行する体制としています。

また、執行役員制度を採用し、業務執行における意思決定の迅速化を図っています。

(監査役・監査役会)

当社は監査役会を設置しており、監査役3名全員が社外監査役で構成されています。毎月開催される監査役会には、内部監査部門である監査室が同席し、監査役による取締役及び重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けています。さらに、監査役会と監査室は、四半期毎に会計監査人と意見交換会を開催し、また会計監査人による期中及び期末監査への立会いを行うなど、三者間で相互に連携を取り、監査業務を行っています。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」を提供することを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを経営の基本方針としています。

この基本方針を実現するために、コーポレートガバナンスを有効に機能させることが、重要な経営課題の一つであると考えています。

コーポレートガバナンス体制強化については取締役会、会計監査人及び執行役員会という枠組みの中で経営機構や制度の改革を進めていくことで、経営の適正性や透明性が確保できるものと判断しています。

ハ、内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次の通り決議しています。

1) 業務運営の基本方針

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」のもと、継続的な企業価値の向上を実現させるべく、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

2) 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループの取締役及び従業員は、当社グループの「企業行動規範」に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。
- b. 当社は、当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸規程及び内部通報制度を整備、運用し、取締役及び従業員のコンプライアンスに関する意識向上を図るための教育研修を実施する。
- c. 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門である監査室が、当社グループ全体のコンプライアンスの運用状況について内部監査を実施し、定期的にその結果を当社の社長及び監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。

3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存及び管理を行う。
- b. 取締役及び監査役は、いつでも前項の文書を閲覧できるものとする。

4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループのリスク管理体制を確保するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視および全社的対応を行う。
- b. 当社グループの各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当各部門が行う。また、当社グループ各社は、職務権限・決裁に関する規程を整備、運用し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努める。
- c. 取締役及び従業員のリスク管理に関する意識向上を図るため、教育研修を実施する。
- d. 監査室は、当社グループの各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。是正または改善の必要があるときには当社の社長及び監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告し、主管部署または監査を受けた部署は、速やかにその対策を講ずる。

5) 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。
- b. 当社は、執行役員制度の採用により、業務執行における意思決定の迅速化を図る。
- c. 当社は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき当社グループにおける責任と権限を明確にし、当社グループ全体の業務執行の効率化を図る。
- d. 当社グループ各社は、当社グループの経営方針に基づき、当社との間で方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社グループ各社の日常の業務執行については、関係諸規程に則し、規律と効率に留意するとともに、組織間の連携を実現する。
- e. 当社グループでは、中期経営計画及びこれに基づく年度経営計画のもと、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行う。

- 6) 当社グループにおける職務の執行に係る事項の報告その他業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、グループ規程を定め、当社グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の経営上重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけるとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の定性的な課題の把握に努める。
 - b. 子会社・関連会社に対しては、日常の意思疎通、役員派遣、議決権行使などを通じて、業務の適正を確保することを図る。
 - c. グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うための体制を整備、運用する。
 - d. 監査室は、当社グループ各社の業務の状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長及び監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。
 - e. 当社に当社グループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社とグループ会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。
- 7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 当社は、監査役が補佐する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置する。なお、当該従業員が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
 - b. 当該従業員の人事評価、配属、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役と協議し、それらの事項を決定する。
- 8) 当社監査役への報告に関する体制
- a. 当社グループの役員及び従業員は、重大な法令違反や当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した場合は、適時、適切な方法により監査役に報告する。これらの者から報告を受けた者も、遅滞なく監査役に報告する。
 - b. 監査役は、必要がある場合には、いつでも当社グループの役員及び従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。
 - c. 監査役は、当社グループ各社の取締役会への出席のほか、執行役員会その他の業務執行上重要な会議に出席することができる。また、当該会議体の議事録等の関連資料を閲覧し、その説明を求めることができる。
 - d. 当社グループは、内部通報制度を設置し、当社のコンプライアンス担当取締役が当社グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかわる情報を定期的に監査役に報告する。
- 9) 当社監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
- 10) 当社監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の遂行によって生ずる費用及び債務については、当該費用等が当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に処理する。
- 11) その他当社監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、いつでも当社グループの役員及び従業員に対し個別ヒアリングの機会を求めることができる。とともに、当社の社長、監査室及び会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
 - b. 当社グループ各社の監査役は、四半期に1回、グループ監査役会を開催し、情報の共有、意見交換等を行う。

- c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担する。

12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- a. 当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対処をする。
- b. 期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、反社会的勢力排除条項を契約書等に定めることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整える。
- c. 当社グループ各社の役員及び従業員に対し、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断するべく、周知徹底を行う。
- d. 不当要求の対応等に関する対応部署を定め、管轄警察署等関係諸機関とも連携し、情報の収集・管理に努めるとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

リスク管理に対する体制を整備するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視並びに全社的対応を行う体制としています。

リーガルリスクの管理につきましては、各種契約書をCC部が一元管理し、重要な契約書等に関しましては、原則としてすべて顧問弁護士によるリーガルチェックを受けることとしており、不測のリスクを回避するよう努めています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの契約も金3百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

③ 定款における取締役の定数又は取締役の資格制限についての定め等

イ. 取締役の定数

当社は、取締役を15名以内とする旨を定款に定めています。

ロ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めています。

ハ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めています。

ニ. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

④ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを可能とするため、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めています。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長 兼 社長	山本 英俊	1955年10月29日生	1988年6月 当社設立代表取締役社長 2000年4月 有限会社東京糸井重里事務所 (現 株式会社ほぼ日)取締役 (社 外) (現任) 2007年6月 当社代表取締役会長 2012年3月 株式会社B000M取締役会長 (現 任) 2014年6月 株式会社デジタル・フロンティア 取締役会長 (現任) 2018年5月 当社代表取締役会長兼社長 (現 任) 2019年6月 トータル・ワークアウトプレミアム マネジメント株式会社代表取締 役社長 (現任)	(注) 3	8,875,000
専務取締役 事業統括 本部長	吉田 永	1962年5月5日生	1987年4月 日拓エンタープライズ株式会社入 社 2000年11月 同社常務執行役員 2005年5月 ジー・アンド・イー株式会社常務 取締役 2007年6月 同社代表取締役社長 2010年3月 株式会社総合メディア設立代表取締 役社長 2016年4月 当社入社執行役員PS事業統括本部 長 2016年6月 当社専務取締役PS事業統括本部 長 株式会社総合メディア取締役 (現 任) 2017年6月 ジー・アンド・イー株式会社取締 役 (現任) 2018年2月 ジャパン・プレミアム・ブロード キャスト株式会社 (現 ばちんこ パチスロ情報ステーション株式会 社) 取締役 (現任) 2019年4月 当社専務取締役事業統括本部長 (現任) 2019年6月 株式会社フューチャースコープ取 締役 (現任)	(注) 3	—
取締役 グループ経営戦略 本部長 兼 戦略企画部長	栗原 正和	1960年1月12日生	1983年4月 株式会社システムコミュニケーシ ョンズ入社 1987年10月 株式会社電通入社 2007年5月 当社入社執行役員コミュニケーシ ョンマーケティング本部長 2008年6月 当社取締役商品本部長 2010年4月 当社常務取締役開発本部長 2011年4月 当社常務取締役コンテンツ本部長 2014年4月 当社常務取締役 2017年11月 株式会社ナンバーナイン取締 役 (現任) 2018年5月 当社取締役グループ経営戦略室 2018年6月 株式会社デジタル・フロンティア 取締役 (現任) 2019年4月 当社取締役グループ経営戦略本 部長兼戦略企画部長 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 グループ経営戦略本部 副本部長 兼 事業管理部長	小澤 謙一	1966年11月20日生	1990年4月 株式会社埼玉銀行入行 2005年5月 みずほ証券株式会社入社 2006年9月 楽天株式会社入社 2008年10月 同社経理部長 2010年1月 当社入社計画管理本部副本部長 2010年4月 当社執行役員計画管理本部副本部長 株式会社デジタル・フロンティア 監査役（現任） 株式会社円谷プロダクション 監査役（現任） 2014年4月 当社執行役員 2014年6月 当社常務取締役 株式会社エスピーオー 取締役（現任） 2017年6月 フィールズジュニア株式会社 代表取締役社長（現任） 2018年5月 当社取締役グループ経営戦略室 2018年6月 トータル・ワークアウト プレミアムマネジメント株式会社 取締役（現任） 2019年4月 当社取締役グループ経営戦略本部 副本部長兼事業管理部長（現任）	(注) 3	—
取締役 管理本部長 兼 管理部長	山中 裕之	1967年12月23日生	1989年5月 当社入社 2000年4月 当社取締役管理本部長 2006年6月 当社取締役計画管理本部長 2018年5月 当社取締役管理部長 株式会社BOOOM 監査役（現任） 株式会社クロスアルファ 監査役（現任） 株式会社スパイキー 監査役（現任） 株式会社七匠 監査役（現任） 2018年6月 ジャパン・プレミアム・ブロード キャスト株式会社（現 ばちんこ パチスロ情報ステーション株式会 社）監査役（現任） フィールズジュニア株式会社 監査役（現任） 2018年9月 ルーセント・ピクチャーズエンタ テインメント株式会社代表取締役 （現任） 2019年4月 当社取締役管理本部長兼管理部長 （現任） 2019年6月 株式会社フューチャースコープ 監査役（現任）	(注) 3	30,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	吉 田 賢 吉	1962年2月2日生	1984年4月 2004年6月 2007年9月 2012年3月 2018年6月	株式会社セガ・エンタープライゼス(現 株式会社セガゲームス)入社 サミー株式会社代表取締役社長(COO) アルゼ分割準備株式会社代表取締役社長 株式会社B000M代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	—
取締役 (社外)	糸 井 重 里	1948年11月10日生	1979年12月 2001年6月	有限会社東京糸井重里事務所(現 株式会社ほぼ日)設立代表取締役社長(現任) 当社取締役(社外)(現任)	(注)3	80,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (社外) (常勤)	池澤 憲一	1947年12月4日生	1973年4月 ソニー株式会社入社 1978年4月 Sony France S.A. 経理財務部長 1988年6月 ソニー株式会社経理部主計課統括課長 1990年5月 Sony Corp. of America 経理財務部長 1994年5月 Sony Corporation of Hong Kong Ltd. 管理部長 1997年9月 ソニー株式会社国際会計部統括部長 1998年9月 同社経理部統括部長 2000年12月 株式会社ベネッセコーポレーション入社戦略企画部統括部長 2001年6月 エルメスジャパン株式会社入社執行役員管理担当ジェネラルマネージャー 2009年1月 株式会社沖データ入社アドバイザー 2012年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	1,000
監査役 (社外) (非常勤)	古田 善香	1942年12月10日生	1980年7月 国税庁直税部審理課審理第1係長 1990年7月 大蔵省主税局総務課主税調査官 1995年7月 国税不服審判所国税審判官 1999年7月 東京国税局課税第一部次長 2000年7月 京橋税務署長 2001年8月 古田善香税理士事務所所長(現任) 2003年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—
監査役 (社外) (非常勤)	アールフット 依子	1962年2月26日生	1984年4月 株式会社毎日コミュニケーションズ(現 株式会社マイナビ)入社 1986年9月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク(現 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社)入社 2001年10月 ウォルト・ディズニー・インターナショナル・ジャパン株式会社(現 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社)ディズニー・パブリッシング・ワールドワイド日本代表兼バイスプレジデント 2005年11月 ワーナー・エンターテイメントジャパン株式会社(現 ワーナーブラザーズジャパン合同会社)バイスプレジデント兼ワーナー・ブラザーズコンシューマプロダクツ日本・韓国代表 2015年12月 株式会社ポッテガ・ティグレ代表取締役(現任) 2018年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 5	—
計					8,986,000

- (注) 1 糸井重里氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外取締役です。
- 2 池澤憲一氏、古田善香氏及びアールフット依子氏は、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する社外監査役です。
- 3 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役池澤憲一氏及び古田善香氏の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役アールフット依子氏は辞任した中元紘一郎氏の補欠監査役であり、その任期は当社定款の定めにより、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 当社では、取締役会での適切かつスピーディな意思決定を行うとともに、効率的な業務執行のため執行役員制度を導入しています。
執行役員は4名で、藤島輝男、畑中英昭、小澤洋介及び大塩忠正で構成されています。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役1名は当連結会計年度末で80,000株を保有しており、社外監査役1名は1,000株を保有しています。なお、当社との間には特別な利害関係はありません。

当該社外役員の企業統治において果たす機能及び役割並びに選任理由

<社外取締役>

・糸井重里氏

社外取締役である糸井重里氏は、コピーライター、エッセイストなどの多彩な活動実績や豊富な経験を有しており、独自の発想から当社のクリエイティブ及び経営指標に対して重要かつ有益なアドバイスをいただいております。当社の経営並びにビジネスに対して適切にコーチングあるいは監督いただくことを期し、選任しています。

株式会社ほぼ日代表取締役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しています。

<社外監査役>

・池澤憲一氏

常勤監査役である池澤憲一氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わり、その経歴を通じて培われた知識や見識等を活かしたグループ内部統制に関するベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し、選任しています。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しています。

・古田善香氏

非常勤監査役である古田善香氏は国税業務を担当してきた税務のベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し、選任しています。

古田善香税理士事務所所長を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しています。

・アールフット依子氏

非常勤監査役であるアールフット依子氏は長年にわたりコンテンツビジネス業界に携わり、長年の経営実績と豊富な経験に基づく高度な知識と専門性を背景に、独立的な立場かつ多角的な視点から助言をいただくことを期し、選任しています。

株式会社ポッテガ・ティグレ代表取締役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。

また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しています。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準を当社基準としています。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、重要な意思決定や利益相反取引、その他経営全般に対して独立かつ客観的な立場から意見をを行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。また、取締役会以外の場において常勤監査役等と定期的に意見交換を行い、情報収集力の強化を図り、そのうえで取締役会へ指摘・意見を述べています。

社外監査役は、取締役会を始めとする社内の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各部門へのヒアリングや決裁書類の調査等を通じて監査を実施し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を取っています。また、内部監査部門である監査室とは、毎月開催される監査役会に監査室が同席し、相互に内部統制の評価及び監査結果の報告・意見交換を行っています。さらに、監査役会と監査室は、四半期毎に会計監査人と意見交換会を開催し、また会計監査人による期中及び期末監査への立会いを行うなど、三者間で相互に連携を取り、監査業務を行っています。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されています。また全員社外監査役であります。監査役会議長であり常勤監査役の池澤憲一氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わり、その経歴を通じて培われた知識や見識等を活かしたグループ内部統制に関するベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し、選任しています。非常勤監査役である古田善香氏は、国税業務を担当してきた税務のベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し、選任しています。非常勤監査役であるアールフット依子氏は、長年にわたりコンテンツビジネス業界に携わり、長年の経営実績と豊富な経験に基づく高度な知識と専門性を背景に、独立的な立場かつ多角的な視点から助言をいただくことを期し、選任しています。また、監査役を補佐する従業員を配置しており、当該従業員が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先することとしています。

監査役は、取締役会を始めとする社内の重要な会議に出席し、それぞれの専門的見地かつ客観的で多角的な立場から意見を述べるほか、各部門へのヒアリングや決裁書類の調査、内部統制システムについての監査、会計監査人の適格性等についての監視及び検証等を通じて監査役監査を実施し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を取っています。

② 内部監査の状況

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、室長1名を含む3名で実施しています。内部監査計画書に基づき、当社グループ全体の内部統制システムの運用状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役会並びに当社グループ会社社長に報告しています。また、内部監査の結果を適時、監査役会に共有し、連携体制を確保しています。毎月開催される監査役会では、監査役による取締役及び重要な従業員から個別ヒアリングの機会を設けており、監査室も同席しています。さらに監査役会と会計監査人は定期的に意見交換会を開催し、十分な連携の確保に努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

岩田 亘人

熊谷 康司

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等1名、その他3名で構成されています。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際して、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬見積額について書面を入手し面談等を通じて総合的に判断しています。現会計監査人は、職業倫理・独立性・品質管理体制等に問題なく、また監査実績・監査計画等を考慮して選定しました。

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の評価及び監査結果の相当性について、確認決議しています。会計監査人から受領した「当法人の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要についての報告書」及び「会社法監査の結果についての報告書」、監査役会からの「決算に関するご質問事項」の回答書、更に経理業務執行部門からの「会計監査人の評価に関するチェックシート」等に基づき、会計監査人の職務執行状況を総合的に検討し、評価を行っています。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	—	59	—
連結子会社	—	—	—	—
計	64	—	59	—

(注) 前連結会計年度の金額には、前々連結会計年度に係る監査に対する追加報酬10百万円を含めています。
当連結会計年度金額には、前連結会計年度に係る監査に対する追加報酬6百万円を含めています。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当連結会計年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、株主総会において、取締役及び監査役それぞれの報酬総枠を決議し、限度内で、取締役の報酬は取締役報酬規程及び賃金規程に基づき、監査役の報酬は監査役会の協議により、それぞれ決定しています。

当社の経営陣の報酬については、単年度の業績成果に加え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上目標に対しての成果を考慮し、取締役会または取締役の協議による審議を経た人事考課を行い、取締役報酬規程及び賃金規程に基づき代表取締役が決定しています。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び内容は2014年6月18日開催の第26回定時株主総会決議に基づく取締役の報酬額は、年額1,100百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、2005年6月29日開催の第17回定時株主総会決議に基づく監査役の報酬額は、年額50百万円以内です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	296	296	—	—	—	10
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	24	24	—	—	—	5

(注) 1 上記、取締役及び監査役の対象となる役員の員数には、2018年6月20日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役1名が含まれています。

2 上記、取締役の員数には、無報酬の取締役1名は含めていません。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）			
			固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
山本 英俊 (取締役)	108	提出会社	108	—	—	—

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上の関係を維持・強化し、当社の企業価値の向上に資することを目的に、政策保有株式を必要な限度においてのみ保有することがあります。なお、政策保有株式の保有に際しては、当該保有について、目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合うものであるか等を個別に精査し保有の適否を検証することとしています。

また、当社は、毎年、個別の政策保有株式について、その保有の必要性、保有によるリターンとリスク、経済的合理性等の中長期的な観点で検証し、処分を含む保有継続の可否を判断したうえでその結果の概要を開示することとしています。

政策保有株式の議決権については、当社の中長期的な企業価値向上に資することを前提とし、当社との利益相反、株主価値の毀損等の可能性を検証し、提案された具体的な議案ごとに個別に判断するものとしています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	330
非上場株式以外の株式	10	4,513

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	
非上場株式以外の株式	8	1	当社が属する業界及び同業他社の情報 収集のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	528

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社SANKYO	980,000	980,000	営業上における取引関係維持	有
	4,135	3,675		
AOI TYO Holdings株式会 社	479,660	879,660	営業上における取引関係維持	無
	376	1,317		
株式会社バンダ イナムコホール ディングス	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	無
	0	—		
株式会社ユニバ ーサルエンター テインメント	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	無
	0	—		
株式会社カプコ ン	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	無
	0	—		
株式会社平和	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	有
	0	—		
ダイコク電機株 式会社	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	無
	0	—		
セガサミーホー ルディングス株 式会社	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	無
	0	—		
ゲンダイエー ジェンシー株式 会社	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	無
	0	—		
株式会社藤商事	100	—	当社が属する業界及び同業他社からの情報収集	有
	0	—		

(注) 特定投資株式における定量的な保有効果については記載が困難であります。なお、保有の合理性については、個別銘柄ごとにその保有の必要性、保有によるリターンとリスク、経済合理性等の中長期的な観点で検証しており、いずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しています。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0	—	—
非上場株式以外の株式	1	2	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	25	1